

石川県浄化槽指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)その他浄化槽に関する法令に定めのあるもののほか、浄化槽の取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)基準法施行令(昭和25年政令第338号)、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号。以下「環境条例」という。)にそれぞれ定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第2条第1項第1号に基づく設備及び施設をいう。ただし、次号に定める単独処理浄化槽は、この要綱の適用については、浄化槽とみなす。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)で法及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)でいう「みなし浄化槽」をいう。
- (3) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。
- (4) 技術管理者 浄化槽管理士の資格を有し、かつ処理対象人員が501人以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者をいう。
- (5) 指定検査機関 法第57条第1項の規定により、知事が指定した浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者をいう。
- (6) 保健所長 石川県事務委任規則(昭和35年石川県規則第61号)により法第5条第1項から第3項、法第7条第2項、法第7条の2第1項から3項、法第10条の2、法第11条の2から3、法第12条第1項から2項、法第12条の2第1項から3項及び法第53条第1項から2項の規定による業務を知事に代わって行う者をいう。
- (7) 特定行政庁 法第2条12号の規定による組織をいう。

(設置基準等)

第3条 浄化槽設置基準・設置場所及び放流先は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設置基準 浄化槽を新たに設計するときは、基準法第31条第2項の規定に基づく技術的基準、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302)に従って行うこと。

(2) 設置場所 浄化槽の排水を環境衛生上支障なく放流できる場所及び雨水等により冠水しない場所であり、かつ、当該浄化槽の保守点検、清掃等維持管理に支障のない場所であること。

(3) 放流先 放流する水域が開渠又は暗渠であって、暗渠にあつては、放流水質が確認できる施設（放流柵等）を設置すること。

(設置届等)

第4条 法第5条第1項に規定する設置届出及び変更届出は、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届書の正本1部その写し2部を、指定検査機関を経由して浄化槽の設置場所を所管する保健所長（以下「保健所長」という。）及び保健所長を経由して特定行政庁に提出しなければならない。ただし、基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行い浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽調書4部を指定検査機関を経由して建築主事に提出しなければならない。

2 前項の届出書及び調書は、別表に定める書類を添付しなければならない。

3 保健所長は、第1項の届出を受理した場合において、法第5条第2項の事務手続きを行い、適合しない場合には、申請者に対し、勧告することができる。

4 特定行政庁は、第1項の届出を受理した場合において、法第5条第3項の事務手続きを行い、適合しない場合には、申請者に対し、不適合通知を行うことができる。

(休止届・使用再開届)

第5条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の休止に当たって当該浄化槽を清掃したときは、法第11条の2第1項の規定による浄化槽使用休止届出書を保健所長に提出しなければならない。

2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に、法第11条の2第2項の規定による浄化槽使用再開届出書を保健所長に提出しなければならない。

(廃止届)

第6条 浄化槽管理者は、当該浄化槽を廃止したときは、法第11条の3の規定による浄化槽使用廃止届出書を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、第1項の届出を受理したのち、浄化槽の廃止状況を記載した台帳を整備し、四半期毎（3月、6月、9月、12月）にして検査機関へ提出しなければならない。

(浄化槽を使用する者)

第7条 浄化槽を使用する者は、法第3条第3項の規定により、浄化槽の使用に関する事項を遵守しなければならない。

(浄化槽管理者の責務)

第8条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。ただし、法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りではない。

2 浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検について、環境条例第48条の規定により知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者（以下「保守点検業者」という。）に委託して行わなければならない。

3 浄化槽管理者は、当該浄化槽の清掃について、法第35条第1項の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して行わなければならない。

4 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から30日以内に、法第10条の2第1項の規定による浄化槽使用開始報告書を保健所長に提出しなければならない。

5 浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者変更報告書を保健所長に提出しなければならない。

6 浄化槽管理者は、法第10条第2項の規定により技術管理者を置くことが義務付けられている浄化槽について、保守点検業者に属する有資格者の中から技術管理者を任命することができる。

7 浄化槽管理者は、技術管理者を変更した場合、変更の日から30日以内に法第10条の2第2項の規定による浄化槽技術管理者変更報告書を保健所長に提出しなければならない。

8 浄化槽管理者は、指定検査機関の行う法第7条第1項の規定による設置後の水質検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条第1項の規定による定期検査（以下「11条検査」という。）を、次の各号の定めるところにより受けなければならない。

(1) 新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更をした浄化槽にかかる7条検査は、その使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に1回とする。

(2) 既設の浄化槽（前号の検査を実施したものを含む。）にかかる11条検査は、年1回とする。ただし、法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りではない。

(施工業者の責務)

第9条 浄化槽施工業者は、浄化槽の設置にかかる手続きの完了を確認した後、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）の技術上の基準に従って、的確に浄化槽工事を実施しなければならない。

- 2 浄化槽施工業者は、施工後、原則として浄化槽管理者の立会いのもとに試運転を行い、各機器に異常のないことを確認して引き渡さなければならない。
- 3 浄化槽施工業者は、浄化槽管理者に対し、7条検査及び11条検査について説明し、受けさせるよう努めなければならない。
- 4 浄化槽施工業者は、浄化槽管理者に対し、法第10条の2第1項の規定により浄化槽使用開始報告書の提出が必要であることについて説明しなければならない。

(保守点検業者の責務)

第10条 浄化槽保守点検業者は、環境省令第2条に定める保守点検の技術上の基準に従って的確に保守点検業務を実施しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法について助言指導を行わなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、保守点検の実施にあたっては、作業の安全と周囲の環境衛生に十分配慮しなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、保守点検の実施について、浄化槽管理者又は代理人等に立会いを求め、保守点検終了後は確認を受けなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、保守点検の結果、次に該当する場合は、その旨浄化槽管理者に報告しなければならない。
 - (1) 浄化槽に故障又は異常があると認めた場合
 - (2) 機能に支障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (3) 清掃を要すると判断した場合
- 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、7条検査及び11条検査について説明し、受けさせるよう努めなければならない。
- 7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、次の事項について十分説明するよう努めなければならない。
 - (1) 浄化槽管理者変更報告書の提出
 - (2) 浄化槽使用休止届出書の提出
 - (3) 浄化槽使用再開届出書の提出
 - (4) 浄化槽使用廃止届出書の提出
- 8 浄化槽保守点検業者は、保守点検結果の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならない。
- 9 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の毎年度末の受託基数を翌年度の4月末までに県に報告しなければならない。
- 10 浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

(清掃業者の責務)

- 第11条 浄化槽清掃業者は、環境省令第3条に定める清掃の技術上の基準に従って的確に清掃業務を実施しなければならない。
- 2 浄化槽清掃業者は、清掃の実施について、作業の安全と周囲の環境衛生に十分配慮しなければならない。
 - 3 浄化槽清掃業者は、清掃の結果、浄化槽に異常を認めた時は速やかに浄化槽管理者に報告しなければならない。
 - 4 浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者が11条検査を受けていない場合は、検査の必要性について浄化槽管理者に説明し、受けさせるよう努めなければならない。
 - 5 浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者に対し、次の事項について十分説明するよう努めなければならない。
 - (1) 浄化槽管理者変更報告書の提出
 - (2) 浄化槽使用休止届出書の提出
 - (3) 浄化槽使用再開届出書の提出
 - (4) 浄化槽使用廃止届出書の提出
 - 6 浄化槽清掃業者は、清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存しなければならない。

(設置後の水質検査及び定期検査)

- 第12条 指定検査機関が7条検査及び11条検査を実施するときは、平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の技術上の基準に従って行わなければならない。
- 2 指定検査機関は、前項の検査を実施したときは、毎月末までにその前月中に実施した検査結果(以下「水質結果報告」という。)について保健所長に報告しなければならない。
 - 3 保健所長は、水質検査結果報告を受理し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽製造業者、浄化槽施工業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、構造、保守点検、清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
 - 4 保健所長は、指定検査機関から7条検査及び11条検査を受けない者の一覧表(以下「未受検結果報告」という。)を受理した場合は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに、浄化槽管理者に対し、法第7条の2の第1項から第3項及び法12条の2の第1項から第3項までの必要な助言、指導、勧告又は命令を行うことができる。

(指定検査機関の責務)

- 第13条 指定検査機関は、法に基づく検査機関として、法令等で定めるところにより的確に検査を実施しなければならない。
- 2 指定検査機関は、浄化槽管理者に対し、7条検査及び11条検査の受検について説明し、受けさせるよう努めなければならない。

- 3 指定検査機関は、四半期毎に未受検結果を保健所長に報告しなければならない。
- 4 指定検査機関は、7条検査及び11条検査後不適正な浄化槽については、浄化槽製造業者、浄化槽施工業者、保守点検業者、又は清掃業者に対し、適正な助言指導を行わなければならない。
- 5 指定検査機関は、浄化槽に関する新しい技術の習得に努めるとともに、浄化槽製造業者、浄化槽施工業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、合併処理浄化槽設計・施工・維持管理マニュアル（石川県）の技術講習会等を行い、浄化槽の能力が発揮できる環境づくりに努めなければならない。

（設置状況報告）

第14条 保健所長は、四半期ごとの浄化槽の設置状況について、別に定めるところにより土木部長に報告するものとする。

（県・市町及び関係団体の責務）

第15条 県、市町及び関係団体は、浄化槽の安全な施工方法や適正な維持管理等に万全を図るため、密接な連携を保ち、研修会等の実施や広報活動により、浄化槽について正しい知識の普及を図るとともに浄化槽にかかる苦情や公害の発生に対して、相互に協力して早期改善、解決に当たるものとする。

（既存単独処理浄化槽に係る経過措置）

第16条 単独処理浄化槽は、雑排水が無処理で公共用水域に放流され水質汚濁の原因となるので、その使用者は、可能な限り法第2条第1号の浄化槽に転換するよう努めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正）
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）
- 6 「石川県し尿浄化槽指導要綱」（昭和52年4月1日制定）及び「石川県し尿浄化槽指導要綱取扱要領は、廃止する。

添 付 書 類

1. 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けた浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする場合。

- (1) 認定を受けたことを証する書面の写し及び構造図
- (2) 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図
- (3) 浄化槽の配置及び配管経路を記録した建築物の配置図
- (4) 建築物の用途別による処理対象人員算定書
- (5) 保守点検契約書の写し
- (6) 7条検査及び11条検査の検査依頼書。但し、受領印で代える。

2. 浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽を設置する場合。

- (1) 構造図
- (2) 仕様書
- (3) 処理工程図
- (4) 設計計算書
- (5) 1の(2)から(6)までに掲げる書類